

令和 8 年度社会福祉施設等施設整備費補助事業について

令和 7 年 3 月時点

施設支援班

1 補助事業の概要

本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

なお、令和 5 年 4 月のこども家庭庁創設に伴い、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、障害児入所施設及び児童発達支援センターの施設整備については、従来の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」から、「次世代育成支援対策施設整備交付金」の補助対象に変更されました。

2 整備方針（補助協議対象事業）

令和 8 年度の整備方針は現在調整中です。令和 7 年度事業では、宮城県障害福祉計画やみやぎ障害者プランに基づき、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応、入所等から地域生活への移行、障害児の健やかな育成のための発達支援の観点から、次に該当するものを指標に事業選定を行いました。

- 障害者支援施設に入所している又は障害児入所施設から成人サービスへ移行する重度の障害者を積極的に受け入れるグループホームを整備するもの
- 精神科病院に長期入院している障害者を積極的に受け入れるグループホームを整備するもの
- 強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする障害児者、重症心身障害児者等を受け入れる日中活動の場（生活介護、児童発達支援センター等）又はグループホーム（日中サービス支援型）を整備するもの
- 新耐震基準施行（S56.6.1）以前に建築された入所施設等について、新耐震基準に適合するための建替又は改修等の整備を行うもの

3 補助対象施設

- （1）社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設（障害者総合支援法に基づく施設）
障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、福祉ホーム
- （2）次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設（児童福祉法に基づく施設）
児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）

4 補助対象事業者

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

5 整備区分

(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の整備区分

- **創設**（新たに施設を整備すること）
※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。
- **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること）
- **改築**（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること）
- **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間社会福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害福祉サービス事業所、障害者支援施設について改築整備をすること）
- **避難スペース整備**（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く）

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の整備区分

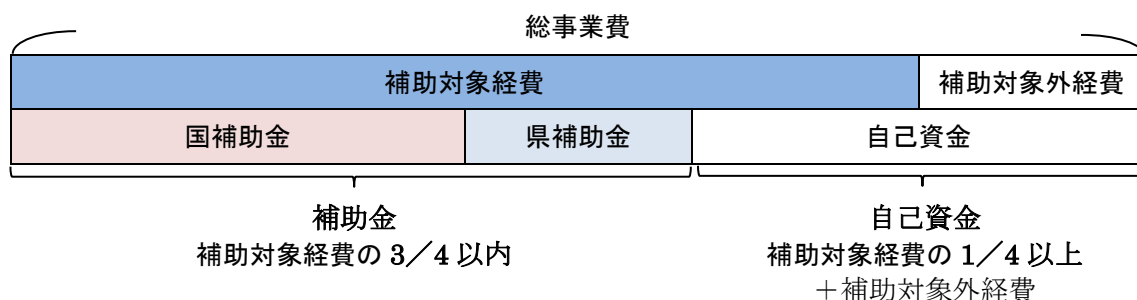
- **創設**（新たに施設を整備すること）
※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。
- **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）
- **増改築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備と既存施設の改築整備（一部改築を含む。）を併せてすること）
- **改築**（既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること）
- **拡張**（既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること）
- **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間児童福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害児入所施設について改築整備をすること）
- **避難スペース整備**
- **防犯対策強化に係る整備**（非常通報装置の設置等防犯対策を強化する整備をすること）

※ 次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備については、補助対象施設の大規模修繕等における改修整備を除いて、自己所有物件のみを補助対象としており、賃貸物件については補助対象外となります。

6 補助率等

総事業費のうち補助対象経費の3／4以内（国：1／2以内、県：1／4以内）

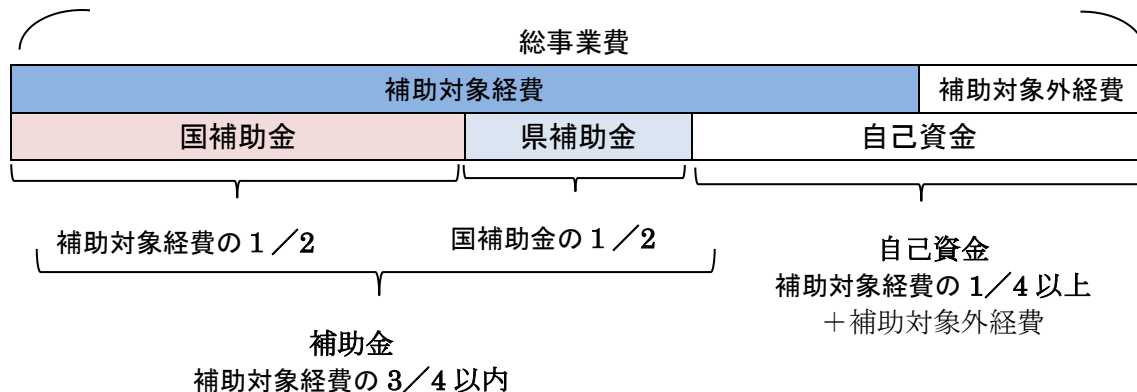
（1）社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設について



- 整備区分が「創設」、「増築」、「改築」、「老朽民間社会福祉施設整備」又は「避難スペース整備」の場合、『補助対象経費の総額の3／4』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額が補助上限額となります。
- 整備区分が「大規模修繕等」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額に3／4を乗じた金額が補助上限額となります。

なお、「大規模修繕等」の場合、『補助対象経費の総額の3／4』が国の要綱で定める当該施設を創設した場合の『間接補助基準額』を超える場合には、『間接補助基準額』が上限となります。

（2）次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設について



- 整備区分が、「創設」、「増築」、「増改築」、「改築」、「拡張」、「老朽民間児童福祉施設整備」、「避難スペース整備」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額の1／2』と国の要綱で定める『交付基礎点数』に1000円を乗じた額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1／2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。
- 整備区分が、「大規模修繕等」又は「防犯対策強化に係る整備」の場合、『補助対象経費の総額の1／2』と国の要綱で定める額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1／2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。

※ 上記により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため、必ずしも、満額の交付を保証するものではありません。

7 令和8年度事業に係るスケジュール（予定）

R 7	6月 2日（月）	○事業の協議受付開始
	7月 7日（月）	○障害福祉関係施設の整備計画 提出締切り
	9月 1日（月）	○所定の各書類提出締切り
	～ 9月中旬	○第一次審査（書類審査）
	～ 10月上旬	○第二次審査（事業ヒアリング）
R 8	10月～12月	○国庫補助協議案件候補選定
	1～3月	○社会福祉施設等の整備に関する審査会
	3月下旬	○国庫補助協議案件を決定
	3月末	○国庫補助協議（県→国）
	6月下旬頃	○国庫補助内示（国→県） ○補助内示（県→事業者）
※内示を受けて事業の着手が可能となります。（内示前に着手したものは本補助事業の対象外となります。）		
R 9	7月頃	○補助金交付申請（事業者→県→国） ○交付決定（国→県→事業者）
	3月5日（金）	○事業完了（施工業者への支払まで完了）
	まで	○実績報告（事業者→県→国） ○補助金精算払い（県→事業者）

8 留意事項

（1）事業計画について

- ・ 特段の理由がある場合を除き、書類提出後の計画変更（事業種別、定員及び基本設計等）は認められません。
- ・ 施設整備予定地は、建築基準法や農地法など関係法令による規制に抵触していないことや災害時のリスクを確認し、確実に事業が継続できる場所を確保してください。災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議の対象とはなりません。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じることを条件とします。
- ・ 事業計画は、施設整備予定地の属する市町村が策定する障害福祉計画・障害児福祉計画との整合性が図られていることが必要となります。そのため、事前に市町村の障害福祉担当課に対しても事業計画の説明を行ってください。
- ・ 新規に障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合には、指定基準等について事前に県障害福祉課担当者等と調整を行ってください。

(2) 財産処分について

- ・ 原則として、補助金を活用して取得又は効用の増加した施設等（財産）については、処分に制限がかかります。財産処分を行う場合は、必ず処分前に県の承認を受ける必要があります。

処分とは・・・補助の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保(抵当権の設定)、取壊し等を指します。

- ・ 処分の内容に応じて、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。
- ・ 承認を受けないで処分した場合は、補助金の返還だけでなく、加算金などの厳しい処分を受ける場合があります。
- ・ 「処分制限期間」は、厚生労働省の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定めがあります。

9 問合せ先等

- ・ 本事業に関する要綱、通知、様式等は、県障害福祉課ホームページに掲載しています。
<https://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/>
- ・ 本補助制度の概要等についての御質問は、メールで受け付けます。また、来庁しての御相談を御希望の方は、必ず事前に御連絡ください。

問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

電 話：０２２－２１１－２５４４

E - mail：syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp